

仕様書(案)

1 委託件名

令和8年度地域における外国人住民との交流支援事業伴走支援等実施業務委託

2 履行場所

総務企画局国際部多文化共生課(福岡市中央区天神 1-8-1)ほか

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日(火)まで

4 事業の背景・目的

福岡市内における在住外国人は、令和8年3月末現在で、約58,000人となっており、国における特定技能の対象業種の拡大や、育成就労制度への移行、在留資格の見直し等の動きも踏まえ、今後とも増加が見込まれる。

市内約140の校区に外国人住民が居住しており、令和6年度の外国籍市民へのアンケートでは、約7割以上の方が日本人との交流を希望している。校区においては、令和4年度に実施した自治協議会等へのアンケート結果において、回答した8.9%の校区が、同じ地域でともに生活する地域住民と外国人住民の交流・相互理解のきっかけとして、校区内での交流事業に取り組まれているほか、14.3%の校区は「今後外国人との交流に取り組みたい」と回答している一方で、こうした交流事業など地域住民と在住外国人が関わりを持つきっかけがないという校区もある。

こうした状況を踏まえ、本事業においては、今後の在住外国人の増加も見据え、校区における外国人住民との交流・相互理解を深める機会の創出を支援することで、相互の理解を深めるとともに、外国人住民の地域活動への参加を促進することを目的とする。

5 事業の全体像

本事業は、地域が外国人住民との交流について関心はあるものの具体的な手法が分からない場合や、これまで取組んでいるけれども新しい企画を考えたい場合などに、地域からの相談、企画、運営、実施までを通して、柔軟にサポートできる体制を整えることにより、地域における外国人住民との交流、相互理解を深める機会創出を支援するものである。

(1) 伴走支援を行う交流活動の企画、支援メニューの作成

受託者において、伴走支援を実施する具体的な交流活動を複数事例、企画し、支援メニュー(チラシ)として作成する。

(2) 交流活動実施に係る伴走支援

上記(1)の支援メニューを提示した上で、自治協議会等の地域団体、公民館等の機関からの相談を受けて、地域の意向、実情等を勘案し、企画段階から実施までの関係者との協議・交渉、広報等、適宜、柔軟にサポートする。また、昨年度利用した団体については、昨年度の状況を踏まえ、ステップアップを図ることができるよう、サポートする。

6 委託内容

(1) 伴走支援を行う交流活動の企画・支援メニューの作成

伴走支援を行う交流活動の企画

受託者において、本委託事業で伴走支援を実施する具体的な交流活動を5事例程度、企画すること。企画にあたっては、以下に留意すること。

- ・企画する交流活動については、「(参加する在住外国人の母国料理の)料理教室」「やさしい日本語を使った在住外国人との茶話会」など、地域住民と在住外国人の交流・相互理解を深める機会となるような活動とすること。
- ・地域団体等が交流内容を具体的にイメージでき、新たにトライしてみようというきっかけになるような活動とすること。
- ・これまでにまったく交流活動に取り組んだことがない場合、交流活動に取り組んだ経験はあるが、更に新たな取組みを行いたい場合の双方で活用できるよう幅広い内容とすること。
- ・地域からの相談、企画、運営、実施までを通して、柔軟にサポートを行えるよう、受託者が企画する交流活動は、受託者のこれまでの経験、知識、ノウハウ等に基づくものとすること。

支援メニュー(チラシ)の作成 1,000部

により企画した「伴走支援を行う交流活動」について、支援メニューとしてまとめたチラシ(A4両面カラー 1,000部)を作成すること。作成にあたっては、以下に留意すること。

- ・「伴走支援を行う交流活動」については、地域団体等が交流内容をイメージできるよう記載すること。
- ・また、支援メニュー(チラシ)は、市が関係者等に本事業を周知する際に使用するものとし、「伴走支援を行う交流活動」のほか、本事業の全体概要についても記載すること。
- ・地域住民と在住外国人との交流・相互理解等に関する地域団体等の関心を高め、交流活動にチャレンジする意欲を喚起するような内容を盛り込むこと。

(2) 交流活動実施に係る伴走支援 当初目標値 15件

交流活動実施にかかる伴走支援については、上記(1)の「伴走支援を行う交流活動」の中から、主催者(地域団体等)が選択後、区担当課及び多文化共生課を介して、受託者にその旨を通知する。受託者は、通知を受けた後、次の業務を行う。

ア. 相談対応: 主催者(地域団体等)の元に出向いて、意向や地域の状況等ヒアリングを行う。

昨年度利用した団体に対しては、必要に応じて、昨年度の振返りを行うとともに、ステップアップの内容について、提案や助言を行う。

イ. 企画支援: ヒアリングをもとに、地域団体等とともに具体的な内容を協議、または受託者から実施する地域の状況(これまでの交流活動の経験や在住外国人の居住状況等)を踏まえた提案を行うことなどにより、実施内容の企画を支援する。

ウ. 運営: 決定した企画をもとに、交流活動の際の講師役となる人(在住外国人コミュニティに属する人や外国人支援団体関係者など)や必要な物品(材料費や消耗品等)などを実施する活動に応じて調整するとともに、活動の実施に関する広報や周知について支援を行う。なお、物品の確保に係る費用は、受託者が負担すること。

エ.実施:当日の準備、運営、実施について支援を行う。

オ.振返り:主催者と振返りを行う時間を設けて、今後の取り組みに向けた意向、課題などを聴取する。

(3)その他

市は、関係部署を通じて地域団体等が参加する連絡会や会議において、本事業の周知、広報を行うが、その際、可能な範囲で、受託者もオブザーバーとして同席すること。

7 委託料

(1)委託料は、上記6(1)の業務及び全体管理業務に係る固定費相当委託料及び上記6(2)の業務に係る変動費相当委託料により構成する。

(2)当初契約額は固定費相当委託料及び変動費相当委託料の総額とする。

(3)変動費相当委託料の総額は、上記6(2)の実施件数に1件当たりの単価を乗じて得た額とする。なお、当初契約額における実施件数は目標値(15件)とする。

8 市への報告等

(1)事業報告等

事業を円滑にするために、適宜、市に進捗等を報告すること。

(2)成果品

事業概要チラシ(A4両面 カラー 1,000部)6月下旬
伴走支援実施報告書(データ):振返り終了後 10日以内

9 その他必要事項

(1)本事業の取組みをより広く知らせるため本市が実施する広報を支援すること。(取組みの写真・動画等の記録の提供に加え、効果的な広報手法の教示、情報収集など)

(2)業務内容等の打ち合わせについては、適宜電話・メールで進捗状況を報告するとともに、事業の進捗に応じて本市との対面(Zoom等によるオンライン実施可)での打ち合わせを行うこと。すべての打ち合わせの論点や要点を記録し、打ち合わせの3日後(土日祝日を除く)までに本市に共有するよう努めること。

(3)本事業の実施にあたっては、福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年4月1日施行)及び別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守すること。

(4)作成した資料・データの著作権は、すべて福岡市に帰属するものとする。